

## 函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市内に所在する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームの運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内において軽費老人ホームを運営する法人とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費（サービスの提供に要する費用）は、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費および備品購入費等ならびに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費であること。

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付の対象となる費用は、軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（以下「基準」という。）に基づき算出したサービスの提供に要する費用の年間合算額と補助対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額から本人から徴収したサービスの提供に要する費用に係る実徴収額（その額が基準に定める本人からのサービスの提供に要する費用に係る徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出す

るものとする。

- (1) 運営費補助金交付申請額算出調書（別記第2号様式）
  - (2) 経費の配分調書（別記第3号様式）
  - (3) 事業予算（実績）書（別記第4号様式）
  - (4) 資金収支計画書（別記第5号様式）
  - (5) 事業計画（実績）書（1）軽費老人ホーム支出額内訳（別記第6号様式）
  - (6) 事業計画（実績）書（2）階層別，月別利用人員内訳（別記第7号様式）
  - (7) 事業計画（実績）書（3）利用料納付額およびサービスの提供に要する費用基準額等内訳（別記第8号様式，別記第9号様式）
  - (8) 事業計画（実績）書（4）職員の状況（別記第10号様式）
  - (9) 事業計画（実績）書（5）1施設当たり職員平均勤続年数算定表（別記第11号様式）
- （補助金の交付の決定等）

第6条 市長は，補助金の交付の申請があったときは，当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により，当該申請の内容を調査し，補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は，前項の調査により補助金を交付すべきものと認めたときは，速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は，補助金の交付の決定をする場合において，必要と認めるときは補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

4 市長は，第1項の調査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは，速やかに補助金の交付の申請をした者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は，補助金の交付の決定をする場合において，補助金の交付の目的を達成するため，次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更

(市長の定める軽微な変更を除く。) をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 前項各号に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

(決定通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付申請をした者に補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと，補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第8条の規定は，第1項の規定による取消しまたは変更をした場合について準用する。

（補助金の変更承認申請）

第11条 この補助金の交付決定後における事情の変更により，補助対象事業の内容を変更するときは，補助事業変更承認申請書（別記第12号様式）に第5条第1号から第9号までに掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（概算払）

第12条 市長は概算払の申請があった場合は，概算払により補助金を交付することができる。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業者は，補助金の交付の決定およびこれに付した条件に従い，善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（状況報告等）

第14条 市長は，補助事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは，当該補助事業の遂行の状況に関し，当該補助事業者に報告を求め，または当該職員に調査をさせることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第15条 市長は，前条の報告または調査により，補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは，当該補助事業者に対し，これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は，補助事業者が前項の命令に違反した時は，当該補助事業者に対し，当該補助事業の遂行を一時停止し，ならびに当該補助事業に

係る補助金の交付の決定の内容ならびにこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第20条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を併せて通知するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業実績報告書（別記第13号様式）に第5条第3号および第5号から第9号までの書類と次に掲げる書類を添付して、当該補助対象事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内または翌年度の4月20日までのうち、いずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 運営費補助金精算書（別記第14号様式）

(2) 事業精算書（別記第15号様式）

(3) サービスの提供に要する費用徴収額一覧（別記第16号様式）

(算定方法の特例)

第17条 特別の事情により第4条に定める算定方法によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、第16条の補助事業実績報告書により報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、その額を補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第16条の補助事業実績報告書等により報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したときときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第22条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金等と返還を命ぜられた補助金または延滞金の未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第23条の2 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行もしくは一時停止の命令または補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の備付け)

第24条 補助事業者は、当該補助事業について帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の書類については、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的および当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産およびその従物
- (2) 重要な動産で市長が定めるものおよびその従物
- (3) 機械および重要な器具
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要であると認めて定めるもの

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



事業精算書

事業名 令和 年度軽費老人ホーム運営事業

収入の部

項目	予算額		精算額	内 訳		備 考
	当 初	更正後の正額		収入済額	収入未済額	
	円	円	円	円	円	
計						

支出の部

項目	予算額		精算額	内 訳		不用額	備 考
	当 初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
	円	円	円	円	円		
計							

上記のとおり精算したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所  
 補助事業者 団 体 名  
 代表者名

- 注) 1 この様式は、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。  
 2 「科目」欄については、それぞれ補助事業者の区分に従い記載しても差し支えないこと。  
 3 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。  
 4 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権または債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。  
 5 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合には、「当初」欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

別記第16号様式（第16条関係）

サービスの提供に要する費用徴収額一覧

（施設名 ）

番号	氏名	入居年月日	退去年月日	階層	サービスの提供に 要する費用実徴収額			備考
					月額	在籍 月数	年額	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
合 計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所  
補助事業者 団 体 名  
代表者名